

令和6年度住民税非課税世帯に対する 城里町物価高騰対応重点支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

給付金を受給するためには、手続きが必要です

物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯を支援するため、3万円の給付金を支給します。受給には手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

給付金の支給時期

城里町が確認書または申請書を受理した日からおおむね3週間以内
(内容や添付書類に不備がない場合)

支給対象となる世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象になりません

世帯全員の令和6年度
「住民税均等割が非課税」の世帯

令和6年度住民税(令和5年の収入)
の確認できない世帯員のいる世帯
(未申告・転入の方を含む世帯)

城里町役場から
確認書が届きます(要返送)



返送期限 **令和7年5月30日(金)**

令和6年12月13日時点で城里町に住民登録のある方に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請書の提出が必要です

申請期間 **令和7年2月26日(水)**
～**令和7年5月30日(金)**

令和6年1月1日時点で住民登録のある市町村で申告の手続き後、対象世帯となる場合には、申請書及び添付書類を提出してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ



城里町役場 健康福祉課 「物価高騰給付金」担当

☎ 029-288-3111 (内線133)

受付時間 平日8:30～17:15

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税均等割非課税世帯

基準日（令和6年12月13日）において城里町の住民基本台帳に記録されており、**世帯の全ての方の令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主**（住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外）

令和5年度住民税非課税世帯向けの給付金（7万円）を受給した方または、令和6年度新たな非課税世帯向けの給付金（10万円）を受給した方で、令和6年度非課税世帯の方は、手続き不要です。対象世帯の世帯主へ、確認書ではなく町から支給案内の**ハガキ**を送付しますので、内容をご確認ください。

- 対象となる世帯には、**確認書**が届きます。
- 確認書に必要事項を記入して、添付書類とともに、同封の**返信用封筒で郵送**してください。



【確認する項目】

- ① 世帯主氏名欄を記入している ② チェック欄を確認し、レ点を入れている

【添付が必要な書類】※確認書の「振込先口座」欄に記載があり変更希望のない方は不要
申請者（世帯主）の本人確認書類（運転免許証等）・口座を確認できる通帳の写し

II 令和6年度住民税が未申告・転入の世帯員のいる世帯

- 対象となる世帯には、**申請書**が届きます。
- 令和6年1月1日時点にお住まいの市町村の税務担当課で**申告手続き**し、住民税非課税世帯となる場合は、給付金の支給対象となります。
※申告後、令和6年度住民税均等割や所得割が課税される方がいる世帯は対象外となります
- 申請書に必要事項を記入し、令和6年度住民税非課税証明書等**添付書類とともに**、役場健康福祉課に提出または**返信用封筒で郵送**してください。

こども加算

支給対象世帯のうち子育て世帯へ、こども加算として、対象世帯内で扶養されている**18歳以下のこども**（平成18年4月2日生まれ以降の児童）**1人あたり2万円**を世帯主に追加支給します。

※令和6年12月14日以降に出生した新生児がいる世帯、別世帯に属する生計が同一の児童がいる世帯は、別途申請が必要となります。



物価高騰対応重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに茨城県・城里町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、城里町役場、笠間警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。